

トラック運送事業者の皆様へ

(R4.8)

～ 監督署からのお知らせ ～



奈良労働局 大淀労働基準監督署

トラック運転者の長時間労働（過労運転）を防止するために

厚生労働省の取組

厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、**荷主**（荷物の発注者、荷物の配送先）と**運送事業者**の協力による作業環境の改善等を図るために、「**トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター**」を令和4年8月から開設しています。

特別相談センターでは、**荷主**企業からの作業環境改善に関する相談や、**運送事業者**からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を**無料**で実施します。

「トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター」



厚生労働省が取り組む背景 ～ トラック運転者の状況 ～

死亡労働災害のうち約10%は陸上貨物運送事業（ ）が占めており、トラック運転者は、荷物の積込み・積降し作業中の労災事故のほか、長時間労働を原因として脳・心臓疾患による労災認定申請が行われることもあり、また、過労運転を原因として交通事故を発生させるケースもあり、中には一般の乗用車や歩行者を巻き込んだ重大な交通事故を引き起こすケースもあります。

陸上貨物運送事業とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称です。



また、トラック運転手の人手不足は、昨今深刻な状況にあります。

これらを解決するためには、荷主（荷物の発注者、荷物の配送先）の皆様とトラック運送事業者の皆様が協力することにより、トラック運転者を取り巻く作業環境の改善を図る必要があります。

【 トラックに関する参考情報を得られるサイト 】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）

全日本トラック協会



トラック運送事業者の皆様へ



特別相談センター(運送事業者向け)

トラック運転者の労働時間は、労働基準法に基づき、原則として1日8時間、1週40時間です。

時間外労働・休日労働を行う場合は、毎年、「**時間外労働・休日労働に関する協定届**」(サブロク協定)を管轄労働基準監督署へ提出してください。

時間外労働・休日労働の上限時間につきまして、令和6年4月1日からは「1年960時間以内(休日労働を含まない)」という上限規制が施行されます。

告示「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」(「改善基準」といいます)()を遵守した運行計画に基づき労働時間等を適切に管理してください。

令和6年4月から改正される予定であり、現在は厚生労働省の専門委員会にて検討中です。



【 改善基準の概要 】

拘束時間(始業から終業までの時間をいい、具体的には、日常点検・乗務前点呼、荷物の積込み・積降し、運転時間、休憩時間(仮眠時間を含む)、事務処理時間、時間外労働時間などが拘束時間に入ります。)

1日 原則13時間以内

最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内)

休憩時間(勤務と次の勤務との間の自由な時間)

継続8時間以上

運転時間

2日(始業から起算して48時間以内)平均で、1日あたり9時間以内
連続運転時間(連続して運転できる時間)

4時間以内

ほか

改善基準



月60時間を超える時間外労働の時間外割増賃金の割増率は、中小企業の事業者であっても、令和5年4月1日から「**50%以上**」(割増率1.5以上)となります(大企業は施行済み)。

| 業種(日本標準産業分類) | 資本金又は出資の総額 | | 常時する労働者数 | 大企業、中小企業の別 |
|--------------|------------|-----|----------|------------|
| 運送業 | 3億円超 | かつ | 301人以上 | 大企業 |
| | 3億円以下 | または | 300人以下 | 中小企業 |

トラック運転者の労働災害（交通労働災害、荷役作業での労働災害等）の防止に取り組みましょう！

厚生労働省では、

「[交通労働災害防止のためのガイドライン](#)」

「[陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン](#)」

を策定し、トラック運転者の[交通事故の防止](#)や、[荷物の積込み・積降し作業](#)中等の労働災害防止に向け、取り組むべきことをお示ししています。

トラック運送事業者の皆様はもとより、**荷主**（**荷物の発注者**、**荷物の配送先**）の皆様、**元請事業者**の皆様も、これらガイドラインを順守し、トラック運転者の労働災害防止にご協力をお願いします。



【 ガイドラインの概要 及び 参考情報 】

交通労働災害防止のためのガイドライン

- 労働時間、休憩、運転時間など労働基準法や改善基準を遵守した適正な走行計画の作成及び運転者への指示
- 交通安全情報マップの作成
- 安全教育の実施
- 健康診断の実施
- など



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

- 荷役作業に適した服装、保護具（墜落時保護用ヘルメット、安全靴等）の着用
- 荷台からの墜落防止対策の徹底（昇降設備の使用等）
- フォークリフトでは、有資格者による運転、特定自主検査の実施、作業計画の作成、用途外使用の禁止（人の昇降に使用しない）
- など



陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐために（労働安全衛生総合研究所ホームページ）



その他の労働災害の防止（安全衛生）の取組

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの実現に向け、「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」(エイジフレンドリーガイドライン)に取り組みましょう！

運動機能が低下する中・高齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。



「**STOP！転倒災害プロジェクト**」に取り組みましょう！

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。



「**労災かくし**」は犯罪です！

労働災害が発生した場合は、管轄労働基準監督署に対し「**労働者死傷病報告**」を提出しなければなりません。特に、休業4日以上労働災害の場合は、遅滞なく、提出してください。また、事実と異なる内容を記載することは許されませんので、正しく記載してください。

労働災害を原因とするケガの治療には、労災保険を使用しましょう。



奈良労働局が最重点で取り組むこと

「**育児をしながら働きやすい奈良**」

奈良労働局では、雇用の面において「**育児をしながら働きやすい奈良**」の実現を最重点施策とし、次のことについて積極的かつ効果的に取り組みます。

男性の育児休業取得等の促進
ハローワークにおける就労支援等

労働時間などの勤務環境の整備
関係機関との連携・気運の醸成

〔 育児・介護休業法に関するお問い合わせは 〕

奈良労働局 雇用環境・均等室（電話0742-32-0210）まで

